

要望書

令和2年3月24日



公益社団法人北海道宅地建物取引業協会

苫小牧支部

令和2年3月24日

苫小牧市長

岩倉博文様

苫小牧市表町5丁目10番7号
公益社団法人
北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部

支部長 今成智彦

拝啓

平素は当協会に対しまして特段のご配慮を賜り、心よりお礼申し上げます。

毎年貴殿に当協会より要望事項を取りまとめ要請のところ、都度真摯に受け止めていただき、各部局において検討の上、回答をいただいておりますこと、有難くお礼申し上げます。

本年度は空家等対策および住宅セーフティネット制度に関連して以下3点要望致します。

① 市民向け空家等相談会の実施について

昨年度の要望書において、宅建業界との協定と同様に司法書士会や法務局等との協定や具体的連携を実現し、相続問題も含めた空家等対策に対応できる体制を構築したうえで市民向け相談会を実施して頂くよう要望致しました。

それに対し

1. 関係団体との協定に向けて協議していく
2. 市民向けの相談会を開催することを考えている

との回答を頂きました。

1. につきましては、札幌司法書士会との協定を締結し、法務局等との連携も強化して頂いたものと考えておりますが、2. につきましては実施には至っておりません。

改めまして令和2年度内の市民向け空家等相談会の実施を要望致します。

② 第2回空家等実態調査および空家等所有者への意向調査の実施について

平成29年度(2017年)に実施された空家等実態調査から2年以上の月日が経ち、現在の空家等の状況を正確に把握できない状況となっております。

ご承知のとおり空家等の状況は刻一刻と変化しており、基本的には悪化の方向に進んで行く性質を有していることから定期的な調査を実施し、推移を把握することが重要となります。

2021年度もしくは2022年度に第2回空家等実態調査および空家等所有者への意向調査を実施して頂きますよう要望致します。

③ 新たな住宅セーフティネット制度の推進について

高齢者、低所得者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）は今後も増加が予想される一方で、従来の住宅セーフティネットの根幹である公営住宅のみで、増加する住宅確保要配慮者全てをカバーすることは非常に難しい状況となっています。

平成29年（2017年）10月からスタートした、新たな住宅セーフティネット制度では、民間賃貸住宅を、住宅セーフティネットの機能強化のために活用することが求められています。

しかしながら制度の大きな柱である「住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度」は上手く機能しておらず、苫小牧市においてもわずか数部屋の登録に止まっております。

この制度の難しさの一つに「住宅確保要配慮者」の該当範囲の広さがあげられ、高齢者、低所得者、障害者、子育て世帯だけでなく、大規模災害の被災者や外国人、DV等犯罪被害者、帰国被害者、保護観察対象者等々、様々な方が対象となります。

このような複雑な社会問題に対する対策を一步ずつ前向きに進める為には、官民一体となった取組が必須であると考えます。

平成27年（2015年）に空家等問題の解決に向け、苫小牧市役所内7部11課による「空家対策連絡会議」が設置されたように、苫小牧市役所内において「住宅確保要配慮者対策連絡会議」を設置し、問題解決に向けた対策の精査をして頂きますよう要望致します。

そのうえで、宅建業界や各種福祉団体等を含む「住宅確保要配慮者対策委員会」等を創設し、苫小牧市民のために、苫小牧市の実情に即した独自の住宅セーフティネット制度を創り出して行く仕組みを構築して頂きますよう要望致します。

以上